別紙様式４（第４条第１項関係）

施 設 使 用 契 約 書

　　　思川西部土地改良区（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次の条項によりこの土地改良区が管理する農業用用排水施設（以下「施設」という。）の使用契約を締結する。

（使用施設）

第１条　甲は、その管理する施設を次に掲げる方法によって乙に使用させるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使  用  施  設 | 名　　　　　　　称 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 使用目的（又は用途） | |  |
|  | |  |
|  | |  |

２　乙は、施設を前項以外の方法で使用してはならないものとし、その他施設の使用については、甲の指示に従わなければならない。

（施設の使用期間）

第２条　施設使用の期間は、許可のあった日　から　令和　　　年　　　月　　　日までとする。ただし、この契約期間中であっても、公用、公共用、公益事業その他の用に供するため必要がある場合は、速やかにこれに切り替えると共に期間満了30日前に申し出するものとする。申し出がない場合は、本契約書は継続するものとする。

（使用料）

第３条　施設使用料は、年額　　　　　　　　　円とする。

２　前項の使用料は、経済情勢の変動等やむを得ない事情があると認められるときは甲乙協議の上、これを変更することができる。

３　乙は、第１項の使用料を、毎年度甲が発行する納入告知書により指定された納入期限内に甲に納入しなければならない。

４　甲は、乙が前項の納入期間内に使用料を納入しないときは、その滞納の日数に応じ、金１００円につき１日４銭の延滞金を乙から徴収する。

（構造物の設置）

第４条　乙が設置する第１条に掲げる構造物（以下「構造物」という。）及びその工事の時期、方法等については、乙が令和　　　年　　　月　　　日付けで提出した施設使用承認申請書のとおりとする。

２　乙は、前項の工事を実施するときは、あらかじめ甲に通知して指示を受けなければならない。

３　乙は、前項の工事が完了したときは、甲に通知して検査を受けなければならない。

４　乙は、前項の検査に合格した後でなければ、構造物を使用してはならない。

（譲渡又は転貸の禁止）

第５条　乙は、甲の承諾がなければこの契約によって生じる施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状変更）

第６条　施設及び構造物の原状又は使用目的若しくは使用方法を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

（施設の維持補修）

第７条　乙の使用によって生じる施設の維持、補修等に要する経費は、すべて乙の負担とする。この場合において施設の価額が増加することがあっても、乙はその増加額について甲に対して何らの請求をしてはならない。

（排水水質基準）

第８条　構造物から施設に排出する排水（以下「排水」という。）は、次に掲げる基準を保持しなければならない。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　）は合併浄化槽基準とする

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　　目 | 基　　準　　値 |
| 生物化学的酸素要求量　（BOD） | ２０ppm以下 |
| 水素イオン濃度　　　　（PH） | ６．０～７．５ |
| 無機浮遊物質　　　　　（SS） | １００ppm以下（５０ppm以下） |
| 溶存酸素　　　　　　　（DO） | ５ppm以上 |
| 全窒素濃度　　　　　　（T－N） | １ppm以下 |
| 電気伝導度　　　　　　（EC） | ０．３ms／cm以下 |

（水質検査）

第９条　乙は、毎年　　回浄化槽の保守点検及び清掃を、浄化槽清掃業者（浄化槽法（昭和５８年法律第４３号。以下「法」という。）第３５条第１項の許可を受けて浄化槽清掃業を営む者をいう。）又は浄化槽保守点検業者（栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和６０年栃木県条例第２８号）第２条第１項の規定により登録を受けた者をいう。）に行わせ、その管理状況を甲に報告しなければならない。

２　乙は、法の規定に基づき水質検査を行ったときは、その結果を甲に報告しなければならない。

（排水水質基準に適合しない排水に対する措置）

第１０条　前条の規定による検査の結果、排水が第８条の基準に適合しないときは、乙は、直ちに排水を停止し又は減量すること、水質を改善するために必要な施設を設置すること、構造物を補修すること、その他必要な措置を講じることにより第８条に規定する水質基準を保持するようにしなければならない。

（緊急時の措置）

第１１条　異常な渇水等に起因して水質の汚濁が進行し、施設の管理に支障を生じ、若しくは生じるおそれがあるとき、又は農作物に被害が生じ、若しくは生じるおそれがあるときは、乙は、甲の指示に応じて排水の停止又は縮減、その他必要な措置を講じなければならない。

（排水量）

第１２条　排水量は、毎秒　　　立方メートルを超えてはならない。

２　施設が降雨等により溢水のおそれが生じたときは、甲は、乙に対し、排水の量を減じ又は停止させることができるものとし、乙は、その請求を拒んではならない。

（立入調査等）

第１３条　甲は、必要と認めたときは、構造物及び構造物に関連する乙の施設等を調査することができるものとし、乙は、正当な理由がないときは、その請求を拒んではならない。

（事故等の報告）

第１４条　乙は、災害その他の事故等により使用施設に異常、破損が生じたことを発見したときは、直ちに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

（氏名等の変更届）

第１５条　乙は、氏名（名称若しくは代表者氏名）又は住所（所在地）を変更したときは、直ちにその旨を甲に届出なければならない。

（契約の解除）

第１６条　甲は、第２条ただし書に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

（１）第１条第２項の規定に違反したとき。

（２）使用料を指定された期限から３ヶ月以上経過しても納入しないとき。

（３）第４条、第５条又は第６条の規定に違反したとき。

（４）第７条の規定による施設の維持、補修等に要する経費を負担しないとき。

（５）構造物の管理が良好でないとき。

（６）公共下水道等の排水施設の設備により、施設を使用する必要がなくなったと認めるとき。

（７）その他契約条項に違反したとき。

（損害賠償）

第１７条　乙の使用に伴い施設に損害を生じたとき又は乙の排水によって他に損害が発生したときは、乙は、直ちにその原因を除去するとともに損害を賠償するものとする。

（返還）

第１８条　乙は、使用期間が満了したとき若しくは施設の使用を廃止したとき又は第２条ただし書若しくは第１６条の規定により契約を解除されたときは、甲の指示に従い乙の費用をもって使用施設を原状に回復して甲に返還しなければならない。だだし、使用施設を現状において返還することを甲が認めたときは、この限りでない。

２　乙は、前項の規定により使用施設を原状に回復したときは、甲の確認を受けなければならない。

３　第１項の使用施設の返還に際しては、乙は、いかなる名目であっても甲に対してその補償を請求することができない。ただし、第２条ただし書の規定によりこの契約を解除された場合は、この限りでない。

（契約の費用）

第１９条　この契約に要する費用は、乙の負担とする。

（信義則）

第２０条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第２１条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

　この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その１通を保有する。

　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　小山市大字中里８７０番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　思川西部土地改良区

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　松　本　益　一　　 　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　印